2　適切な周波数帯と規制上の措置を決定するため、ITU-Rへの要請事項１の結果に基づき共用及び両立性の研究を行うこと。

3　ITU-Rへの要請事項２に基づく研究を行う際には以下を考慮すること。

ｉ）　世界的にAMS、AM(R)S及びARNSへの既存の分配がある周波数帯

ⅱ）　ITU-Rへの要請事項3ｉ）で研究された周波数帯でスペクトルの要求を満足することができない場合は、航空移動業務用の15.7GHz以上の周波数帯の追加

以下を要請し、

ICAOに対して、本研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　　決議第507（WRC-12、改）　放送衛星業務に関する取決め及び関連の計画の策定[1]

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　放送衛星業務に分配されている静止衛星軌道及び周波数帯を最大限活用することが重要であること。

b）　放送衛星業務のために設置される可能性がある指向性アンテナを使用する多数の受信装置は、運用開始の時点で静止衛星軌道上の当該業務の宇宙局の位置を変更することに障害となるおそれがあること。

c）　衛星放送は地表面の広大な地域にわたって有害な混信を生じさせるおそれがあること。

d）　同一の周波数帯における分配を有する他の業務は、放送衛星業務が開始される前に当該周波数帯を使用する必要があること。

以下を決議し、

1　放送衛星業務の局は、それぞれの場合に応じ、全ての関係主管庁及び自身の業務が影響を受けるおそれがある主管庁が参加可能な世界の若しくは地域の主管庁会議又は世界の若しくは地域の無線通信会議によって採択された取決め及び関連の計画に基づいて設置及び運用されること。

2　上記の取決め及び関連の計画が効力を生ずるまでの間は、主管庁及び無線通信局は、決議第33（WRC-03、改）に規定する手続を適用すること。

以下を理事会に要請する。

適切な日程、場所及び議題を決定するために、必要に応じて世界無線通信会議又は地域無線通信会議の課題を引き続き検討すること。

[1]　本決議は、21.4-22GHzの周波数帯には適用しない。

改　　決議第526（WRC-12、改）　HDTVのためのBSSと関連フィーダリンクに対して分配された周波数帯の使用に際して、柔軟性を確保するための手続を将来採用することに関する決議

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　WARC-92が広RF帯域HDTV用として、第二地域に17.3-17.8GHzの周波数帯にBSSへの分配を追加したこと。

b）　長期的には、BSS（HDTV）と関連するフィーダリンクの分配の柔軟かつ平等な使用を保証するための管理規定が必要であろうこと。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

全ての国の関心事項とこの新しい業務の技術開発状況を考慮しながら、BSS（HDTV）用に、第二地域の17.3-17.8GHzの周波数帯の使用に関する柔軟性を確保するための将来の管理規定を研究すること。

以下を事務総局長に指示する。

将来のWRCの議事に適当な議題を取り上げるため、この決議に対する管理理事会の注意を喚起すること。

改　　決議第548（WRC-12、改）　第一地域及び第三地域[1]における付録第30号及び第30A号に規定するグループ化概念の適用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　第一地域及び第三地域についての、付録第30号及び第30A号において適用されるグループ化概念がWRC-03によって検討されたこと。

b）　付録第30号及び第30A号におけるプラン及びリストの割当ての保護は等価保護マージン基準に基づいていること。

c）　ある主管庁によるグループ化概念の使用は他の主管庁による周波数資源の利用を減少させるおそれがあるという懸念が提起されていること。

d）　あるグループ内のある通信網[2]の調整の結果として、同一グループ内の他の通信網の調整要件が減少することにはならないこと。

e）　WRC-2000は、個々の公称軌道位置に基づいて静止軌道弧内で最大0.2度分離している複数の通信網について、第一地域及び第三地域のリストにおけるグループ分けを承認したこと。

以下に留意し、

a）　2002年会議準備会合は、１つのグループにおける割当ての数又は１つの軌道位置におけるグループの数を制限するという解決案を検討したこと。

b）　無線通信委員会は、グループ化概念の適用に関する手続規則を策定したこと。

以下を決議する。

1　個々の公称軌道位置に基づき、静止軌道弧における全体的分離が0.4度を超えない通信網のグループ化は、同一軌道位置におけるグループ化とみなされること。

2　決議事項４に規定する制限は、割当てがリストに記載される前の通信網のグループ化には適用しないこと。

3　決議事項４に規定する制限は、１の通信網内のグループ化には適用しないこと。

4　付録第30号及び第30A号の規定に基づき、第一地域及び第三地域においては、同一軌道位置における通信網間のグループ化概念の適用について以下の原則を適用すること。

a）　これらの制限は、周波数帯が重複する通信網に適用すること。